

【凡例】
 (1) ≪北区≫ ≪東区≫ ≪中央区≫ ≪江南区≫ ≪南区≫ ≪秋葉区≫ ≪西区≫ ≪西蒲区≫は、各区の意見交換会で出された意見
 (2) ≪交換会以外≫は、別途事務局に寄せられた意見

【その他関連資料1】 4. 中間とりまとめに対する意見と市の考え方（その1）

名称・略称

中間とりまとめ	中間とりまとめに対する意見	市の考え方
名称：障がいのある人もない人も共に生きる新潟市づくり条例 略称：共に生きる新潟市づくり条例	(意見1) 名称の「共に生きる」という表記は良い。≪南区≫ (意見2) 名称について、「共生・共に生きる」という表現だと、共生という印象がすごく強くて、生きづらさ・生活のしづらさを感じている人々に対する配慮が何となくニュアンスとして伝わってこない印象を受けた。≪東区≫	(考え方2) 「共生・共に生きる」という言葉の意味には、生きづらさ・生活のしづらさの解消が含まれていると考えています。

前文

中間とりまとめ	中間とりまとめに対する意見	市の考え方
	(意見92) どのような共生社会の実現を目指すのかといった「前文」や「基本理念」等は明記するのか。名称に「新潟市づくり」とあることから、方法論だけではなく、どのような新潟市を目指すのかといった理念的なものを盛り込むべきではないか。市長をはじめとする職員の皆さまや関係者の皆さまの「共生社会の実現」の思いが込められるべきではないか。≪交換会以外≫	(考え方92) 施策審議会部会報告書などを参考にして、条例素案では前文・基本理念を盛り込んでいます。

第1章総則

中間とりまとめ	中間とりまとめに対する意見	市の考え方
条例の目的 ○ 障がいのある人を取り巻く状況について理解を深める施策を推進することにより、障がいのある人の人格及び人権が尊重され、社会的障壁のない「共に生きる社会」の実現に寄与することを目的とする。	(意見3) 目的に『共に生きる社会』の実現に寄与することを目的とする」があるが、一般市民としては、「気持ち」や「思い」が込められている「実現を目的とする」・「実現を目指すことを目的とする」にすべきだと考える。≪交換会以外≫ (意見4) 意見交換会では、条例の目的として、「障がい者差別の解消」と「障がいのある人を取り巻く状況について理解を深める施策を推進することにより、障がいのある人の人格及び人権が尊重され、社会的障壁のない「共に生きる社会」の実現に寄与することを目的とする」の2種類の記載があった。障がい者差別がない社会だけが、「共に生きる社会」ではないと思う。≪交換会以外≫	(考え方3) ご意見を踏まえ、「実現に寄与する」を「実現する」に置き換えることとします。 【理由】 「実現する」の方が分かりやすいため。 ≪言葉の意味≫ ・寄与…国家や社会に対して役に立つことを行うこと。貢献。 (出典「広辞苑(岩波書店)」) (考え方4) 条例の最終的な目標は、「共に生きる社会」の実現です。

<p>定義</p> <p>○ 障がいのある人…身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がい、難病を原因とする障がいその他の心身の機能の障がい（以下「障がい」と総称する。）がある者であって、障がい及び社会的障壁により継続的又は断続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの</p>		
<p>○ 社会的障壁…障がいのある人にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの</p>		
<p>○ 差別…客観的に正当かつやむを得ないと認められる特別な事情なしに、不当な差別的対応を行うこと又は合理的配慮の不提供をいう</p>	<p>（意見5）「不当な差別的対応」ではなく「不当な差別的行為」とすべきではないか？《交換会以外》</p>	<p>（考え方5）気付かずに行われる差別を含むことをより表現するため、「対応」を「行為」に置き換えることとします。</p> <p>《言葉の意味》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対応…①互いに向きあうこと。相対する関係にあること。②両者の関係がつりあうこと。③相手や状況に応じて事を行うこと。 ・行為…おこない。しわざ。広義では、人間のあらゆる動作を指し、狭義では、明らかな目的観念または動機を有し、思慮・選択・決心を経て意識的に行われる意志的動作で、善悪の判断の対象となるもの。②権利の得失・変更など法律上の効果発生の原因となる意思活動。作為と不作為とに分けられる。 <p>（出典「広辞苑（岩波書店）」</p>
<p>○ 不当な差別的対応…障がい及び障がいに関連する事由を理由として区別、排除、制限その他の異なる対応をすること</p>		
<p>○ 合理的配慮…障がいのある人が障がいのない人と同じ事をするときに、障がいのある人の求めに応じて、市や事業者・市民等の周りの人が、その人の人権を尊重して、その状況に応じた変更や調整（お金や労力の負担が過度にならないもの）などを行うこと</p>		
<p>市の責務</p> <p>○ 条例の実施に責任を有し、障がいを理由とした差別をなくし、条例の目指すべき社会を実現するための施策を推進すること</p>	<p>（意見6）「市の責務及び市民・事業者の責務」に、私が違和感を感じる。行政の責務として、「障がいのある人自らの、その生きづらさや思いを積極的に行政が伝える」を盛り込むべき。《中央区》</p>	<p>（考え方6）市の責務には、条例全体に係る総則的な部分を規定としています。意見にある内容は、条例素案第7条に含まれていると考えています。</p>
<p>市民等の責務</p> <p>① 障がいのある人に対する理解を深めるとともに、障がいのある人に対する差別をなくす取り組みを市と一体となって行うこと</p> <p>② 障がいのある人自らが、その「生きづらさ」や思いを積極的に周囲に伝え、障がいや障がいのある人に対する理解と交流を深めていくこと</p>	<p>（意見7）①「市民及び事業者は、障がいのある人に対する理解を深める」と③「障がいのある人（＝市民）が、自分とは異なる障がいについて理解を深める」は重複しているのではないかと。また、③は障がい者が自分の障がいについては主張するが、他の障がい者の障がいを理解していないと受け止められる恐れがあるのではないかと。《交換会以外》</p>	<p>（考え方7・9～11）検討会での意見を踏まえ、条例素案第4条については、見出しを「市民等の責務」から「市民の役割」に見直し、第1項では「市民及び事業者は、障がい及び障がいのある人に対する理解を深めるとともに、障がいのある人に対する障がいを理由とした差別を解消する取り組みを市と一体となって行わなければなりません」、第2項では「市民及び事業者は、障がいのある人の生きづらさや思いを受け止め、障がいのある人との交流を深めるよう努めなければなりません」</p>

<p>③ 障がいのある人が、自分とは異なる障がいについて理解を深めていくこと</p>	<p>(意見9)障がい者自身も他の障がいについて理解を深める必要がある。《西蒲区》</p> <p>(意見10) 内部障がい(心臓疾患)のある私が就職した際、同僚(上肢・下肢の不自由な方)の障がいに対する理解・知識不足により、非常に苦しい思いをした。まして、障がいのない人が障がいを理解するのは非常に難しい。《交換会以外》</p> <p>(意見11)「障がいのある人自らが、その生きづらさや思いを積極的に周囲に伝えること」は大事だが、条例で求めるべきは、市、事業者、教員等周囲の者が、積極的に汲み取ることではないか。《交換会以外》</p> <p>(意見8) 障がいのある方が社会に向けて、その自分達の状況を発信していかなければならないとあるが、障がいのある方々が発信しやすい環境づくりをすることが、大切なのではないか。《南区》</p>	<p>ん」としています。</p> <p>(考え方8) 条例素案第7条の周知啓発や条例素案第8条の交流の機会の拡大に含まれていると考えています。</p>
--	--	---

第2章 障がい等を理由とした差別の解消

第1節 不当な差別的行為の禁止等

中間とりまとめ	中間とりまとめに対する意見	市の考え方
<p>障がいを理由とした差別の解消</p> <p>(1) 不当な差別的対応の禁止</p> <p>○ 差別をなくすためには、条例において、障がい等を理由として差別、排除、制限その他の異なる対応をする「不当な差別的対応」を禁止(義務規定)することが必要です。</p> <p>○ 不当な差別的対応の内容について、「就職活動の応募の場合は“機会均等”であることを強調して条例に盛り込む」、「不当な差別的扱いについて、分野別に具体的に定める」など、条例に具体的な内容を盛り込むべきとの意見が出されましたが、一方で、条例全般の意見として、「どこまで条例文に盛り込み、どこまでをガイドライン等に盛り込むのかという課題がある」、「条例にすべてを盛り込むのは難しいので、委員の意見を基にガイドラインを作成する必要がある」との意見も出されたことから、具体的な内容を条例に盛り込むか、条例と併せて策定するガイドラインに盛り込むのかについては、引き続き検討していきます。</p>	<p>(意見12) 何が差別にあたるか明確にするため、雇用、教育など各生活分野において、差別禁止の各論的規定を設けるべき。《団体・交換会以外》</p> <p>(意見13) 「何が差別か」、「どこまでが合理的配慮なのか」が、非常に曖昧。《交換会以外》</p>	<p>(考え方12) ご意見を踏まえ、条例素案第5条第1号から第10号を設けることとします。ただし、条例には一般的な規定を盛り込むこととし、ガイドラインには具体的にイメージできるものを盛り込みます。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【理由】①何が差別にあたるか市民に明確に示すため。②法律に示されていないものを条例に盛り込むことで、新潟市条例の独自性とするため。</p> </div> <p>(考え方13) 不当な差別的行為については、条例素案第5条第1号から第10号で明確に示しています。また、合理的配慮については、今後、国が示す事業者のための対応指針を参考としてガイドラインを作成し、より明確に示す必要があります。また、委員からは「差別事例の積上げにより確立されるもの」という意見がありました。</p>

<p>【福祉分野】</p> <p>障がい理由として福祉(サービス)の提供を拒むこと、若しくは制限すること、又はこれに条件を付けること</p>	<p>(意見 14) 障がい児の受け入れを拒否したり、受け入れに対して条件を付けたりする保育園が存在する。そのため、適切な保育が受けられるように、園の先生方に対して理解や協力を促すような啓発等を行ってほしい。《団体》</p>	<p>(考え方 14) 条例素案第5条第1号に含まれていると考えています。</p>
<p>【医療分野】</p> <p>障がい理由として医療の提供を拒むこと、若しくは制限すること、又はこれに条件を付けること</p>	<p>(意見 15) 医者に行き手術を断られたり、入院を長くさせてもらえなかったりするので、医療に関する項目を加えてほしい。《北区》</p>	<p>(考え方 15) 条例素案第5条第2号に含まれていると考えています。</p>
<p>【商品販売・サービス提供分野】</p> <p>障がい理由として商品の販売又はサービスの提供を拒むこと、若しくは制限すること、又はこれに条件を付けること</p>		
<p>【労働分野】</p> <p>(1) 障がい理由として募集・採用を行わず、若しくは制限し、又はこれらに条件をつけること</p> <p>(2) 障がい理由として賃金、労働時間その他の労働条件、配置、昇進、降格、教育訓練又は福利厚生について不利益な取扱いをすること</p> <p>(3) 障がい理由として解雇すること</p>		
<p>【教育分野】</p> <p>(1) 本人に必要と認められる適切な指導及び支援を受ける機会を与えないこと</p> <p>(2) 本人又は保護者への意見聴取や必要な説明を行わないで入学する学校を決定すること</p>	<p>(意見 16) 教育について、「本人又は保護者への意見聴取や必要な説明を行わないで入学する学校を決定すること」が差別とあるが、現行の障害者基本法の改正や、学校教育法及び施行令の改正で、本人・保護者の意思を最大限尊重するとなっている。本人・保護者の意思を最大限尊重という文言を入れるべき。《団体・交換会以外》</p>	<p>(考え方 16) ご意見を踏まえ、「意思を尊重」という文言を盛り込むこととします。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>【理由】 法律を下回らないようにします。</p> </div>
<p>【建物・公共交通分野】</p> <p>(1) 障がい理由として建物その他の施設の利用を拒み、若しくは制限し、又はこれらに条件をつけること</p> <p>(2) 障がい理由として公共交通機関の利用を拒み、若しくは制限し、又はこれらに条件をつけること</p>		
<p>【住宅分野】</p> <p>障がい理由として住宅の賃貸等を拒み、若しくは制限し、又はこれらに条件を付けること</p>		
<p>【情報・コミュニケーション分野】</p> <p>障がい理由として情報の提供及び意思表示を拒んだり、制限したり、これに条件を付けること</p>		
<p>(2) 合理的配慮の不提供の禁止</p>	<p>(意見 17) 過重な負担が生じる場合には課せられない合理的配慮は、民</p>	<p>(考え方 17・18) 民間事業者に対する合理的配慮は、市と同様、法的義</p>

<p>○ 市…市については、障害者差別解消法と同様、障がいのある人が障がいのない人と同じ事をするときに、障がいのある人の求めに応じて、その状況に応じた変更や調整などの合理的配慮（お金や労力の負担が過度にならないもの）を行わない「合理的配慮の不提供」を禁止（義務規定）する必要があります。</p> <p>○ 事業者（障害者差別解消法第2条第7号に規定するもの）…「民間事業所については、努力義務規定の方が現実的と思料する。規模が小さい企業ではハード面での投資が難しいこともあるかもしれない」、「民間施設での設備面の整備については、一律に議論することは難しいのではないのでしょうか」などの意見が事例分析を行う中で出されました。</p> <p>また、「障害者差別解消法」においても、障がいのある人とその相手方の関係は様々であり、求められる配慮も多種多様であることから、合理的配慮について、一律に法的義務とするのではなく、民間事業者については、努力義務を課した上で対応指針（障害者差別解消法第11条に規定するもの）により自発的な取組を促すこととしています。</p> <p>これらのことを踏まえ、事業者の合理的配慮については、努力規定とすることとし、今後、国が示す事業者のための対応指針を参考としながら、見直しを図ることが考えられます。</p> <p>○ 合理的配慮の内容については、個々の状況に応じて多様であり、一律に具体的な定義をすることは困難であるため、個別事案ごとに当事者双方で十分に話し合い、その内容を決めていくことが考えられます。</p> <p>そのため、条例においては、合理的配慮の具体的内容を示すことはせず、条例と併せて策定するガイドラインの中で一定の基準を示すことが考えられます。ガイドラインについては、今後、国が示す対応要領や対応指針を参考とするとともに、状況の変化に応じて順次見直しを図ることが望まれます。</p>	<p>間事業者も市と同様に法的義務とすべき。《団体・交換会以外》</p> <p>（意見18）民間事業者の合理的配慮については、努力義務ではなく、法的義務とすべきではないか。《西蒲区》</p> <p>（意見19）「何が差別か」、「どこまでが合理的配慮なのか」が、非常に曖昧。《交換会以外》【再掲】</p>	<p>務とします。ただし、話し合いによる相互理解での解決を優先するとともに、支援策などを条例に盛り込み、事業者の方々の不利益にならないようにします。また、法的義務とすることは、市民に対して差別をしないという強烈なメッセージを発し、皆さんに関心を持ってじっくりこの意味を考えてもらう機会になると考えます。</p> <p>（再検討(案)19）不当な差別的行為については、条例素案第5条第1号から第10号で明確に示しています。また、合理的配慮については、今後、国が示す事業者のための対応指針を参考としてガイドラインを作成し、より明確に示す必要があります。また、委員からは「差別事例の積上げにより確立されるもの」という意見がありました。</p>
---	---	--

第2節 障がい等を理由とした差別の未然防止策

中間とりまとめ	中間とりまとめに対する意見	市の考え方
<p>障がいを理由とした差別の未然防止策</p> <p>（1）障がいや障がいのある人に対する理解を深める周知啓発・研修の実施</p>	<p>◎周知する内容及び対象者</p> <p>（意見20）視覚障がい者だと言っているにも関わらず、対応する人が視覚障がい者に合った配慮に気付かないのは問題。また、他の区役所は、トイレのサインが小さいし、照明が暗く、視覚障がい者への配慮が欠</p>	<p>（考え方20～26）障がいのある人に対する無理解や偏見を解消するため、様々な対象に周知啓発・研修を実施する必要があります。</p>

<p>○ 「障がいや障がい者について理解を深めるため、学校での教育が大事」、「障がい当事者が差別だと感じるのに対し、事業者が差別だと感じていることを認識できていない場合がある。その原因は、事業者が障がい特性を知らないことに起因していることが多い」、「障がい者を受け入れることについて、事業者の理解はあっても、お客様がそれを理解していないということが有り得る」などの意見が事例分析を行う中で出されました。</p> <p>○ これらのことを踏まえると、障がいのない人が、障がいの特性や障がいのある人への必要な配慮等を理解できるような取組みとして、行政・学校・企業など様々なところで、障がいのある人に対する市民の理解を深める周知啓発・研修を行うとともに、障がい者支援に関する取組みを発信する必要があります。</p> <p>○ また、具体的な取組みとしては、既存の法律（身体障害者補助犬法・バリアフリー新法）や代筆のあり方などについて、周知啓発を図っていくことや、一般の人が障がい特性を理解できるようなマニュアルを作成することなどが考えられます。</p>	<p>けている。《江南区》</p> <p>(意見 21) 視覚障がい者の特性について、周りの人に理解してもらいたい。《南区》</p> <p>(意見 22) 盲導犬に関して、未だに同伴拒否事例が後を立たない。普及啓発を図り、少しでも解消していただきたい。《東区》</p> <p>(意見 23) 盲導犬のトイレに関して、その入口を自転車が塞いでいて、使用出来ないことが頻発している。何らかの対応をして欲しい。《東区》</p> <p>(意見 24) 障がい児の受け入れを拒否したり、受け入れに対して条件を付けたりする保育園が存在する。そのため、適切な保育が受けられるように、園の先生方に対して理解や協力を促すような啓発等を行ってほしい。《団体》【再掲】</p> <p>(意見 25) ASD（自閉症スペクトラム障がい）、LD（学習障害）について、定型発達（健常者の発達）の児童・生徒が学ぶ機会を設けて欲しい。《交換会以外》</p> <p>(意見 26) 条例により、障がいのない人が身障者用の駐車スペースに駐車するのを止めさせてほしい。《北区》</p> <p>◎ 周知の方法</p> <p>(意見 27) 障がい特性の資料について、色んな使い勝手の良い資料にして欲しい。《中央区》</p> <p>(意見 28) 丁寧な啓発を行わないと、平成27年度に条例を公布・施行しても、市民の理解が得られない。どのような啓発を行う予定なのか？《西区》</p> <p>(意見 29) 周知・啓発については、市の広報番組を始めとしたメディアを通じて行っていくことが有効ではないか。《団体》</p> <p>(意見 30) 障がいへの理解を深める啓発活動、講演会の開催を望みます。《交換会以外》</p>	<p>(考え方 27~31) 様々な手段（障がい特性の資料、メディア等）により、丁寧に周知啓発・研修を行う必要があります。</p>
---	--	---

	(意見 31) 市報等で、障がいに関する情報発信的なスペースを設けることは、相互理解を深めるための有効な手段ではないか。《北区》	
<p>(2) 障がいのある人との交流の機会の拡大・充実</p> <p>○ 「障がいのある人への理解を深めるため、障がいのある人となない人とが交流する機会を設ける必要がある」、「ソフトの充実・豊かな人の交わりにより、みんなが手助けしてくれる社会を作る」、「地域の人・障がい当事者・事業者など様々な立場の人が、オープンな場で話し合うことで解決できるのでは」などの意見が事例分析を行う中で出されました。</p> <p>○ これらの意見を踏まえ、障がいのある人となない人との交流の機会の拡大・充実を図り、障がいのある人が身近な存在に感じられ、相互理解を深める取組みが必要だと考えられます。</p>	<p>(意見 32) 障がいのある人と障がいのない人との交流が、互いの理解を深めるには有効であり、障がいのある人もそのような情報をしっかりとキャッチする必要がある。《北区》</p> <p>(意見 33) 次の世代では、障がいのある人となない人が当たり前のように交流できる仕組みが必要。《南区》</p> <p>(意見 34) 幼少期の頃から、障がいのある人と共にふれ合うことで、障がいのある人が周りにいることが当然だと思えるようにして欲しい。この条例により障がいのある人に対するいじめや偏見・差別の解消が図られることを期待します。《交換会以外》</p>	(考え方 32~34) 条例素案第8条に含まれていると考えています。
<p>(3) 障がいのある人への対応が優れた事業者を応援する仕組み</p> <p>○ 「障がい者への対応が優れた施設を市報等で掲載するなど、企業側にメリットがある仕組みがあると良い」、「“盲導犬同伴歓迎”のお店にはマークを付けたり市のホームページに掲載するなどのインセンティブが与えられると、それを武器にする事業主も出てくるのではないか」などの意見が事例分析を行う中で出されました。</p> <p>○ そのため、障がいのある人に配慮した取組みを行っている事業者を積極的に市民に周知（市報やホームページ、事例集等で紹介）し、模範となる事業者を応援する仕組みが必要です。</p>	(意見 35) いい事業所を応援する・褒めるという仕組みが条例に盛り込まれていることは、非常に評価できる。《秋葉区》	
<p>(4) 差別解消のための第三者機関</p> <p>○ 障がい者差別を未然に防止する一つの方法として、①制度や習慣、慣行などが背景にあって構造的に繰り返される差別に係る問題などを解決すること、また②障がいのある人に対する理解を広げ、差別をなくすための具体的な取組みについて協議・発信すること、③障がい者差別の解消に関する研修や啓発を行い、人材育成に努めることなどを目的とする「(仮称)差別解消推進委員会」を設置することが有効だと考えられます。</p>	<p>(意見 36) 「障がい者差別の解消に関する研修や啓発を行い、人材育成に努める」とあるが、どこが実施するか不明確。《中央区》</p> <p>(意見 37) 第三者機関とは、どのようなものなのか不明確。《西区》</p> <p>(意見 38) 第三者機関が「障がい者差別の解消に関する研修や啓発を行</p>	<p>(考え方 36) 附属機関(条例推進会議)は、地方自治法上、行為の主体にはなれないため、情報発信や人材育成などを行うことはできません。そのため、相談機関で情報発信等を行うことができるか、今後検討します。</p> <p>(考え方 37~40) 条例推進会議(市の附属機関)については、条例素案第10条の規定のとおりです。条例推進会議では、障害者差別解消法第17条に規定する障害者差別解消支援地域協議会の役割を担うこと</p>

<p>※（仮称）差別解消推進委員会が取り組むことが想定される事例（委員意見より想定）</p> <p>① 窓口の対応を希望する方やATMの操作時に手助けのいる方を対象にカードを作成する。そのカードを提示することで必要な手助けが分かるような仕組みを作る。</p> <p>② 上肢不自由な障がい者が駐車券発券機を使うことができない場合、呼び出しボタンを付けたり、電話番号を表示して、手助けを求められるような体制を作る。</p> <p>③ 肢体不自由者はATMが利用できず、通帳と印鑑を持って手続きを行い、窓口で手数料を支払う。手数料を減免してほしい。</p> <p>④ 全部の銀行に視覚障がい者が使えるATMは入っていない現実がある←改善を図っていく</p> <p>○ 一方で、障害者差別解消法で規定する「障害者差別解消支援地域協議会」について、現在国が検討会を開催し、そのあり方に関して検討中であるため、その検討状況も踏まえ、どのような組織が適当なのか、引き続き検討していきます。</p>	<p>い、人材育成に努める」としている。これは、私たちが待ち望んでいたもの。《団体》</p> <p>（意見 39）差別の未然防止策として、周知・啓発・研修の実施や第三者機関の設置、また事後対応として、公平中立な立場の紛争解決機関の設置が検討されているが、これらについては弁護士が最も役割を發揮できる部分だと考えており、弁護士会として積極的に関与していきたい。《団体・交換会以外》</p> <p>（意見 40）条例を活かすためには、第三者機関のあり方が重要。委員の半数は、障がい者であるというような人選とすべき。《交換会以外》</p>	<p>としています。</p>
--	--	----------------

第3節 障がい等を理由とした差別の事後対応策

中間とりまとめ	中間とりまとめに対する意見	市の考え方
<p>障がいを理由とした差別の事後対応策</p> <p>○ 障がいを理由とした差別を解消するための規定を設けるだけでは、実際に障がいを理由とした差別が起きた場合、差別的対応を受けた者とそれを行ったとされる者との双方がお互いを理解し合って解決することは困難です。</p> <p>○ そのため、公平中立な立場の第三者機関（＝相談・紛争解決機関）を設置し、各関係機関と連携しながら、当事者双方の間に入って事後解決を図っていく必要があります。</p> <p>○ また、事後解決の手段としては、罰則の規定を設けることが考えられますが、障がいのある人に対する差別をなくすためには、障がいのある人の生きづらさを、多くの方々に理解していただくことが大切です。</p>	<p>◎相談・紛争解決機関</p> <p>（意見 41）敷居の低い相談窓口が必要。《北区》</p> <p>（意見 42）紛争解決機関が予定されているが、本当にしっかり機能するのか？場合によっては最初の窓口の所で止まってしまう恐れもあるのではないか？《東区》</p> <p>（意見 43）すぐ身近なところに相談機関がないと、本当に困っている人の気持ちが救われない感じがする。また、具体的な差別の実態をきちんと把握して、差別の解消に取り組んで欲しい。《西区》</p> <p>（意見 44）差別の未然防止策として、周知・啓発・研修の実施や第三者機関の設置、また事後対応として、公平中立な立場の紛争解決機関の設置が検討されているが、これらについては弁護士が最も役割を發揮</p>	<p>（考え方 41～44）相談機関等については、条例素案第11条の規定のとおりです。民間事業者等が何か困りごとがあった時の支援策として、相談機関に相談できることとし、助言・あっせんの申立てもできることとします。なお、相談機関等の詳細については、今後議論していきます。</p>

<p>あり、また、差別の中には、時間や費用をかけて解消しなければならないものが多いと考えられます。</p> <p>○ そのため、第三者を交えた話し合いを通じて、互いに理解し協力しあい、すべての人が暮らしやすい社会をつくるという視点に基づき、差別を行った側の罰則は設けないことが適当と考えられます。</p> <p>○ なお、差別的な対応があった場合、行政等による助言・あっせん・勧告を行い、改善・解決を図りますが、それでも改善されなかった場合、その事実を公表することで、条例の実効性を確保することが考えられます。 ※「P18 新潟市相談・紛争解決機関（イメージ）」参照</p>	<p>できる部分だと考えており、弁護士会として積極的に関与していきたい。《団体・交換会以外》【再掲】</p> <p>(意見 45) 相談・紛争解決機関のイメージ図について、差別的対応を行ったとされた方という書き方は人をイメージするが、新潟市を含む組織や機関がその対象になるのか。《東区》</p> <p>(意見 93) 差別と言うのは、はっきりとした拒否や合理的配慮の不提供ではなく、また虐待とは言えない対応で障がいのある人達を苦しめることが多い。そのようなケースを救い上げるため、ハラスメントの規定を設けるべき。《団体・交換会以外》</p> <p>◎公表</p> <p>(意見 46) この条例について、平成27年度から公布施行するのは、早急なので止めてもらいたい。理由としては、条例検討会委員の選定が、新潟市の主導で行われており、公平な問題提起に疑問が残ること、また公表は、社会的属性を公にする危険な措置であり、弁明の機会もないことから止めてもらいたい。《西区》</p> <p>◎罰則</p> <p>(意見 47) 障がいのない人が、身障者用の駐車スペースに駐車している。このようなことが無くなるよう、条例に罰則を設けるべき。《秋葉区》</p> <p>(意見 48) 罰則のない条例に意味はない。罰則がなければ、障がいのない人が身障者用の駐車スペースに駐車する行為は無くせない。《秋葉区》</p> <p>(意見 49) 罰則規定がないと、ただ注意をするだけで終わり、何の効果もないと思う。《中央区》</p> <p>(意見 50) 罰則は慎重に考えてほしい。罰則により一時的に差別が解消されても、気持ちに伴っていないと意味がない。《秋葉区》</p> <p>(意見 51) 千葉県の条例制定による効果を検証することが、罰則の有無を検討する上で、参考となるのではないかと。《秋葉区》</p>	<p>(考え方 45) 組織や機関は対象になります。</p> <p>(考え方 93) 相談機関の所掌事務として、ハラスメントの規定を盛り込むこととします。</p> <p>(考え方 46) 公表までの手続としては、条例素案第13条・第17条・第18条第2項第1号において、話し合い・相互理解の機会を3回設けており、手続きは慎重を期す必要があると考えています。誰が見ても差別に該当し、非常に悪質な場合について、公表することとします。</p> <p>(考え方 47) ～ (再検討(案)51) 第三者を交えた話し合いを通じて、互いに理解し協力しあい、すべての人が暮らしやすい社会をつくるという視点に基づき、条例素案には罰則は設けないことが適当と考えています。</p> <p>調整委員会で解決した事例を市民に周知することで、情報共有を図ります。</p>
---	---	--

	<p>(意見 52) 罰則を設けなければ、禁止というのはどういう意味があるのか? <西区></p>	<p>(考え方 52) 条例で不当な差別的行為等を禁止する規定を設けるとともに、相談機関を設置し、差別事例があった場合に対応します。相談機関は、当事者双方の間に入って調整を図ります。それでも解決しなかった場合は、行政等による助言・あっせん・勧告・公表により解決・改善を図ります。</p>
--	---	---

第3章 障がいのある人の自立及び社会参加のための支援

中間とりまとめ	中間とりまとめに対する意見	市の考え方
<p>障がいのある人の自立及び社会参加のための支援</p> <p>(1) 教育</p> <p>○ 教育に関しては、「障がい者への理解を深めるため、教育の場において、障がいの有無に関わらず共に学ぶ環境を整備する必要がある」、「障がい者への理解が不足している」、「教職員に対して、差別禁止の教育を行う」、「一律にすべての障がいのある方が暮らしやすいように整備するというのは相当難しい。そのため、個人に特化した合理的配慮については、例えば、教育であれば個別の教育支援計画という書類の中で、その個人に必要な配慮を明らかにする」などの様々な意見が出されました。</p> <p>○ これらの意見を踏まえると、下記のような取組みが必要だと考えられます。</p> <p>① 障がいのある人が、その年齢及び能力に応じ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため、障がいのある人となない人が共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善・充実を図ること。</p> <p>② 障がいのある人となない人との交流及び共同学習を積極的に進め、相互理解の促進を図ること。</p> <p>③ 教職員に対して障がいのある人への理解を深める研修を行うとともに、教職員の資質の向上を図ること。</p> <p>④ 「個別の教育支援計画」について、障がいのある生徒・児童を対象に策定し、個人に合った合理的配慮を把握するとともに、障がいの有無に関わらず共に学ぶ環境を整備すること。</p> <p>※ 本市が設置する学校以外の学校が、条例の適用対象となるかは、現在調査中</p>	<p>◎必要な配慮の把握</p> <p>(意見 53) 教育支援計画を作成する際、学校側の意見が強く反映されることが考えられるため、きちんとした協議が必要。<南区></p> <p>(意見 54) ただ普通学級に入るだけではなく、その中では障がいの特性に合った必要な配慮が必要。<中央区></p> <p>◎障がいのある人となない人の交流</p> <p>(意見 55) 教育での啓蒙(障がいのある人となない人との交流)に期待。<南区></p> <p>(意見 56) 教育の部分で、幼少期から子供たちが障がい者の実態を理解して、差別意識を持たないよう教育することが大事。<西区></p> <p>(意見 57) 普通学級、特別支援学級に分けるのではなく、子供の時からいろいろな人と一緒に生活することが差別をなくす近道。教育の改革が必要。<交換会以外></p> <p>◎教員への研修</p> <p>(意見 58) 学校の教員が障がいに対する理解を深める必要がある。<中央区></p> <p>(意見 59) 教員に対する研修を行い、障がいへの理解・知識を深めてほしい。<西区></p> <p>(意見 60) 教員に対する研修を実施して、質の向上に努めてほしい。<西区></p> <p>(意見 61) 学校において、発達障がいの子どもが早期に発見されるよう、</p>	<p>(考え方 53) 条例素案第19条第3項に含まれていると考えています。</p> <p>(考え方 54) 条例素案第19条第1項・第3項に含まれていると考えています。</p> <p>(考え方 55~57) 条例素案第19条第1項に含まれていると考えています。</p> <p>(考え方 58~64) 条例素案第19条第2項に含まれていると考えています。</p>

	<p>新潟市の教員に対して、きちんとした研修を行ってほしい。《西区》</p> <p>(意見 62) 地元の中学の支援学級にいたある子どもが、すごくいじめに遭ったり、学校の支援学級の先生から、「私は専門じゃないから、特別支援学校に行きなさい」と言われ、地元外の支援学校に通うという事例があった。《南区》</p> <p>(意見 63) このような意見交換会の場に、教員を強制的に出させる仕組みが必要。《中央区》</p> <p>(意見 64) 学校の先生が、障がいに対する理解を深める必要がある。《団体》</p>	
<p>(2) 保育・療育</p> <p>○ 保育・療育に関しては、「障がいのある子どもを早期に発見・支援する体制を作っていく必要がある」との意見が出されました。</p> <p>○ このような意見を踏まえると、下記のような取り組みが必要だと考えられます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある子どもに対し、保育や療育を行う場合、関係機関（保健所、児童相談所、保育所など）と連携し、家庭や本人の状況について確認・把握した上で、適切な支援につながる仕組みを構築すること。 	<p>(意見 65) 障がいのある子どもとない子どもと一緒に生活し互いが理解する保育園になるといい。《南区》</p> <p>(意見 66) 健診から療育につなげていく仕組みが必要。健診に行かない子どもに対しては、保育所に入るときや学校に行くときなどに、きちんと対応する仕組みが必要。《南区》</p> <p>(意見 67) 保育・療育のところの「障がいのある子どもに対し、保育や療育を行う場合、関係機関（保健所、児童相談所、保育所など）と連携する」とあるが連携されていない。行政や施設関係者等が一体となって取り組む必要がある。《団体》</p> <p>(意見 68) 保育・療育にある連携は、実態のあるものにして欲しい。《交換会以外》</p> <p>(意見 69) 「市として適切な保育や療育を受ける場の拡大に向けて努力をする」という規定を条例に盛り込んでいただきたい。《団体》</p>	<p>(考え方 65) 条例素案第 20 条第 1 項に含まれていると考えています。</p> <p>(考え方 66~69) 条例素案第 20 条第 5 項に含まれていると考えています。</p>
<p>(3) 就労支援</p> <p>○ 障がいのある人の就労に関しては、「事業者側には、障がい者ができる仕事を見出すこと（仕事内容を細分化し、切り分ける）に取り掛かってほしい」、「ハローワークや合同面接会を利用するとマッチングもしやすく、そこで紹介されている企業も理解があるところが多いが、当事者はその情報も不足しているかもしれない。積極的な情報提供・発信が必要である」、「事業者が使える制度もいくつかあるためそれをうまく活用してほしい。その周知も必要」など様々な意見が出されま</p>	<p>(意見 70) 車いすでもいろんな障がい者がいることや、生まれつきの重い障がいの人でも、職場の合理的配慮があれば、働けることを理解して欲しいし、そのことを発表する場を設けて欲しい。《江南区》</p> <p>(意見 71) 就職相談に行った際、視覚障がい者の就職先は、「鍼灸、マッサージ位しかない」という決め付けみたいなものが感じられて、だいぶショックを受けた。《江南区》</p>	<p>(考え方 70・71) 条例素案第 21 条第 1 項に含まれていると考えています。</p>

<p>した。</p> <p>○ このような意見を踏まえ、下記のような取組みが必要だと考えられます。</p> <p>① 市は、障がいのある人が就労することにより自立した生活を送ることが出来るように、事業者、関係機関と連携し、障がいのある人が必要とする就労に係る相談や支援体制を整備すること。</p> <p>② 市は、関係機関と連携して、事業者に対して障がい者就労に関する制度の周知を図ること。</p> <p>③ 市及び事業者は、障がいのある人の特性を理解し、障がいのある人が働ける機会を広げるとともに、就労が継続するように取り組むこと。</p>	<p>(意見 72) 官民一体となって、障がいのある人の就労率・雇用率を高めてほしい。《南区》</p> <p>(意見 73) てんかんというだけで仕事に就けない。しかし、雇用者の理解があり、かつ車の運転や火の使用など危険な仕事を避ければ、仕事はできる。市側から雇用者に対して、精神障がい者に対する理解を深める啓発活動をしてもらいたい。《団体》</p> <p>(意見 74) 企業側も、障がいについてしっかり学習して、障がい者雇用の促進に努めて欲しい。《交換会以外》</p> <p>(意見 75) 障がいのある人の社会参加については、一般的な就労という形でなくても、色んな形で社会と繋がることができる。就労しか記載がないのはおかしい。そういう意味でも、平成27年度に条例を公布施行するのは止めて欲しい。《西区》</p>	<p>(考え方 72) 条例素案第21条第1項～第3項に含まれていると考えています。</p> <p>(考え方 73・74) 条例素案第21条第3項に含まれていると考えています。</p> <p>(考え方 75) 条例素案の中で、全ての事項を規定するのは困難です。そのため、一般就労以外の事項（福祉的就労等）については、障がい者計画の中で検討します。</p>
<p>(5) 社会参加の機会の拡大</p> <p>○ 建物・公共交通に関しては、下記の取組みが必要であると考えます。</p> <p>① 市が、道路や建物などの施設を整備や管理をする場合は、障がいのある人の障がい特性を理解して行うこと。また、設計や施工、建築確認をするときに、障がいのある人が使いやすいようになっているかどうかの配慮を行うこと。</p> <p>② 公共の建物を管理する事業者や公共交通機関は、障がいのある人が建物等を利用するときは、障がいのある人の障がい特性を理解して、手助けを行うなどの配慮を行うこと。</p>	<p>(意見 77) 建物の設計をする時は、障がい者の方が設計に加わると良い。《南区》</p> <p>(意見 78) バリアフリー化した建物をつくる時や、このような条例を制定する時には、障がい当事者を何らかの形で参加させ、きちんと意見を聞いてほしい。《西区》</p> <p>(意見 79) 左下半身が使えないので、建物の整備の際には、両方に手すりを付けてほしい。《北区》</p> <p>(意見 80) 障がい者・高齢者に対応できるよう、南区の道路改修を進めていただきたい。《南区》</p> <p>(意見 81) 旧白根の地域生活センターに障がい者用のトイレがない。《南区》</p> <p>(意見 82) 避難場所については、多種多様な障がい者に対応できるように階段両方に手すりをつけていただきたい。《東区》</p> <p>(意見 83) 日本は、バリアフリーが非常に遅れているので、国際レベルのものが必要ではないか。《北区》</p>	<p>(考え方 77・78) ご意見を踏まえ、条例素案第22条第1項に「利用する障がいのある人の意見の把握に努め」という文言を盛り込んでいます。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【理由】障がいのある人の意見を聞くことで、より障がい特性に配慮した施設整備を行うため。</p> </div> <p>(考え方 79～83) 条例素案第22条第1項・第2項に含まれていると考えています。</p>
<p>(6) 居住場所の確保</p>	<p>(意見 84) 「自ら選択」などの表現があるが、自らの意思で決定できな</p>	<p>(考え方 84) ご意見を踏まえ、条例素案第23条には「自ら」という文</p>

<p>○ 障がいのある人の住まいに関しては、下記の取組みが必要であると 考えます。</p> <p>・市は、障がいのある人が自分の意思に反する施設入所等でなく、自ら 選択した地域で生活できるよう、居住の場の確保、居住の継続のため に必要な施策を行うこと。</p>	<p>い方もいるので、条例の書き方を配慮してほしい。《北区》</p> <p>(意見 85) 条例の中に、「居場所の確保」が盛り込まれているが、この ことにより、グループホームの整備が進むことを期待する。《北区》</p> <p>(意見 86) 「居住場所の確保」で、グループホームの充実に努めてほし い。《中央区》</p>	<p>言は盛込んでいません。</p> <p>【理由】 意思表示できない障がいのある人に対応するため。</p> <p>(考え方 85・86) 個々のサービスの拡大については、障がい者計画の中 で検討します。</p>
<p>(7) 適切な説明及び情報提供</p> <p>○ 事例検討を行う中で、「差別事例を検討していると、差別というよりは 明らかな相互の話し合い不足、理解不足、いわゆる誤解だという事例 が多く見られる。合理的な根拠に基づき、合理的な説明を行うことが 大事」、「きちんと本人が納得できる説明が必要」、「障がい者に対し て、必要な情報がきちんと提供されること」など、障がいのある人が、 十分な説明・情報提供を受けていないために差別感を感じているので はないかという意見が出されました。</p> <p>○ これらの意見を踏まえると、障がいのある人及びその家族が差別感 を感じないようにするためには、市及び事業者が、障がいのある人及 びその家族に対して適切な説明及び情報提供を行うことが重要です。</p>	<p>(意見 87) 困っている時に、必要な情報を得ることが難しい状況がある。 《江南区》</p> <p>(意見 88) 情報提供については、関係機関で情報を共有し、どこでも同 じような形で提供できる仕組みを作ってほしい。《西区》</p> <p>(意見 89) 本日の意見交換会の資料は、知的障がいの方には理解が困難 な資料となっている。今後は、知的障がいの方が分かりやすい資料(絵 などを使うなど)も準備すべき。《西蒲区》</p> <p>(意見 90) 多種多様な障がい者がいる中で、その人たち全てに伝わるよ うな情報伝達の仕組みを構築するのは難しいのではないかと。《東区》</p>	<p>(考え方 87~89) 条例素案第24条に含まれていると考えています。</p> <p>(考え方 90) 多種多様な障がいのある人に対応できる情報伝達の仕組み の構築に努めます。</p>
<p>(4) 情報・コミュニケーション</p> <p>○ 情報・コミュニケーションについては、「災害時の情報保障が必要」、 「緊急時の情報手段として、電話だけでなく、聴覚障がい者にメール も活用する」、「災害時の避難所には、障がい者が必ずいる認識のもと、 合理的配慮が的確にできるよう、周到な準備をする」などの意見が出 されました。</p> <p>○ このような意見を踏まえると、下記のような取組みが必要だと考え られます。</p> <p>① 市は、障がい者が自ら選択するコミュニケーション手段を利用でき るよう、コミュニケーション手段の普及啓発や利用拡大の支援する とともに、コミュニケーションに係る相談や支援体制を整備する こと。</p> <p>② 市は、災害時に障がいのある人と速やかに連絡が取れるようにす るとともに、それぞれの障がいの特性を理解し、災害発生時その他 の緊急時に必要な支援を行うこと。</p> <p>③ 市及び事業者は、障がいのある人が地域で生活するために必要な サービス提供の際に、コミュニケーションが難しい障がいのある人</p>	<p>(意見 76) 聴覚障がい者として、地震や津波などの災害の際、情報入手 の困難が予想され、心配である。《東区》</p>	<p>(考え方 76) 条例素案第25条第2項に含まれていると考えています。</p>

<p>に対し、それぞれの障がいの特性を理解し、必要な配慮を行うこと。</p> <p>④ 市及び事業者が情報の発信、受け取りを行うときは、意思疎通が困難な障がいのある人に対し、それぞれの障がいの特性を理解し、必要な配慮を行うこと。</p>		
<p>(8) プライバシーへの配慮</p> <p>○ 障がいのある人の自立及び社会参加のための支援の取組みは、障がいのある人のプライバシーに配慮して行われることが重要です。</p>	<p>(意見 91) プライバシーを守ることは重要だが、一方で支援する側は、支援される側の障がいやどのような障がいを把握していなければ、支援することは難しい。矛盾している側面があると思うが、どのような議論があったのか。《西区》</p>	<p>(考え方 91) サービスを提供するには、本人同意のうえ、一定の情報を得る必要があり、その情報を受ける側（市や事業者）について、その取扱いに注意を促す規定となっています。</p>
<p>その他</p> <p>○ 「地方公共団体が地域の実情に即して、いわゆる上乗せ、横出し条例を含む障害を理由とする差別に関する条例を制定することは、当然に可能である（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律Q&A集）」との国の見解が示されていますが、法律の規定と同様のものを、改めて条例で規定するかどうかについては、検討する必要があります。</p>		